

福岡コンベンションセンター施設利用ガイドライン

【展示会等利用編】

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、催事開催時には下記の対策をお願いいたします。

1 事前の対策

- 各施設の定める最大利用人数（諸室・控室含む）を考慮して利用施設・会場を決定すること。
- 会場レイアウトは、可能な限り人と人の距離が確保できるものにする。
 - ※ 備品の配置や設備等の関係で距離の確保が難しい場合等、状況に応じて利用人数の削減や利用施設の変更を お願いする場合があります。
- (一社)日本展示会協会のガイドライン等、主催者が属する業種における業種別ガイドラインおよび国・県の発出文書を参照し、必要な対策を実施すること。
- 感染防止対策、施設の利用条件等については施設のHPを参照し、適宜、施設担当者（以下「担当者」）の指示に従うこと。
＜福岡コンベンションセンターHP＞ <https://www.marinemesse.or.jp/index.php>
- 来場者に対し、以下の事項を呼びかけること
 - ① 「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)」のインストールの推奨
 - ② 公共交通機関や飲食店の分散利用や 会場への直行、自宅への直帰
- 感染が発生した場合に備え、来場者および関係者全員の氏名・連絡先を把握すること。
- 感染拡大の兆候や催事等におけるクラスターの発生等により、国や県からの指導により中止又は延期の要請等がなされた場合はそれに従うこと。
- 福岡県の方針に基づき、必要な措置を講じること。
※詳細は下記HPを参照
＜福岡県HP＞ <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-cooperation-event.html>

2 施設利用時の対策

(1) 準備・設営時

- 入館者全員が入館前までに検温を行い、体調と併せて把握すること。
- 搬入（搬出）時は混雑を避けるため、必要に応じ出展者間の時間調整を行うこと。

(2) 入退場時・開催時

- 案内に拡声器を使用する際は、マスク・フェイスシールドを着用すること。
また、可能な限り、掲示や表示板、録音による案内等、発声を伴わない方法を採用すること。
- チラシ等の配布を行う際は、不特定多数が触れることのない配布方法を採用すること。
- 利用施設の最大利用人数を遵守するとともに、必要に応じて入場規制等を実施すること。また可能な限り、事前予約、時間指定等を採用すること。
- 会場内の滞留人数を把握するとともに入退場時、休憩・待合時間等を含め、人と人が接触しない程度の間隔が保てるよう、係員を配し呼びかけを行うなどの対策を講じること。
- 受付入場前に来場者の検温を行い、発熱や体調不良が確認された場合は入場制限等の措置を行うこと。
※当施設所有のサーマルカメラを使用する場合は、その設置場所・取り扱いについて担当者と協議すること。
- 入館者全員のマスク着用を確認すること。
- 不特定多数が触れる場所の頻回消毒を実施すること。
- 利用しないエリア・階層には立ち入らないこと。
- 可能な限り換気を行うこと。

（裏面に続く）

- 対面が発生する箇所（受付・物販・チケット販売等）では、アクリルパネル・フェイスシールド等の飛沫防止対策や非接触対策等を講じること。※電子チケット、キャッシュレス決済推奨
- 現金等のやりとりが発生する場合は、トレイを使用するか、スタッフがビニール手袋を着用すること。
- 密集が発生しないよう対策を行うこと。
 - ① 待機列においては、人と人の距離を1m程度確保すること。
 - ② 会場内の巡回を実施し、呼びかけを行うこと。
- 体験コーナーを設置する場合は、必ず係員を配し、密集しないよう呼びかけを行うとともに、使用後の商品や機器等の都度消毒を徹底すること。
- 休憩コーナーは、座席の間隔を確保（1m程度）し、一定方向を向いたレイアウトやアクリルパネル設置等の感染防止対策を徹底すること。
- 喫煙所を仮設する場合は、灰皿の間隔を空ける、人数制限をするなど密集が発生しないよう配慮し、スタッフの巡回等を行うこと。
- 来場者に対し、以下の事項を呼びかけること。
また、必要に応じ、個別に注意・対応を行うこと。
 - ① こまめな手洗い・手指消毒を実施すること。
 - ② 会話をする際は対面を避けること。
 - ③ 至近距離での接触（握手等）を控えること。
 - ④ 大声による発声を控えること。
- 来場者が触れることのできる見本の展示を行う場合は、都度消毒を徹底すること。

3 開催後の対策

- 利用後に来場者・関係者に陽性が確認された場合、担当者に連絡すること。
※ その際、来場当日の行動範囲等の状況をお伺いさせていただきます。

4 飲食（サンプリング含む）がある場合の注意事項

- 飲食物を提供する際は、不特定多数が触れる状況避けること。
例) ○ 弁当・ペットボトル等、個別包装されたものを提供する。
○ 手袋を着用したスタッフが配布を行う。
○ セルフサービスを避ける。
(やむをえずセルフサービスを実施する場合は、1度手に取ったものを戻さないよう呼びかける。)
- 懇親会を開催する場合は、開催時間の短縮や着席形式での実施の検討、パッケージされた食事の個別提供等十分な感染防止対策を講じたうえで実施すること。
- 来場者へ以下の事項を呼びかけること。
 - ① 飲食時間を極力短時間とすること。
 - ② 対面やマスク未着用での会話を控えること。
- キッチンカー・飲食ブース等を出店する場合は、当ガイドラインに加え、(別紙1)「新型コロナウイルス感染拡大防止のための飲食物の販売・提供に関する注意事項」を参照すること。
- アルコール類を提供する場合は、当ガイドラインに加え、(別紙1)「新型コロナウイルス感染拡大防止のための飲食物の販売・提供に関する注意事項」および(別紙2)「アルコールの販売・提供に関する注意事項」を参照すること。

本ガイドラインは、現段階で得られている知見や情報等に基づき作成しています。
今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、適宜見直すことがありますのでご留意ください。

そして、これらをもとに皆様が安心して参加できる開催計画を立てられますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための飲食物の販売・提供に関する注意事項

■出展者（出店者）にてご注意くださいこと

- 日毎に事前の検温を実施する。
- 37.5℃以上の発熱、もしくは風邪・倦怠感等の症状がある場合は、営業を中止する。
- マスク・フェイスシールド・手袋の着用、こまめな手洗いや消毒を行う。
- アルコール類を提供する場合は、(別紙2)「アルコールの販売・提供に関する注意事項」に従うこと。
- 購入者と対面する場所にはビニールカーテンやアクリルパネル等を設置する。
- 商品受け渡しカウンターには消毒液を設置する。
- 商品は小分け（個包装）にして提供する。
- 容器やおしぼりは、使い捨てのものを提供する。
- 購入者との直接の接触を避けるため、現金の受渡しはキャッシュトレイを使用する。
※キャッシュレス決済を推奨
- 混雑する際は整理券を配布する等、密にならない対策を講じる。
- 購入者列には、keep distanceサイン、ベルトパーテーション等を設置する。
- 販売ブースやキッチンカーは、内外の清掃・換気を徹底し、清潔を保つよう心がける。
- 専用のゴミ箱(袋)を準備し、ゴミ処理時は袋の口をしっかりと縛る。
〈飲食エリアの設置について〉
- 飲食可能エリアを限定する。
- 各テーブルには消毒液を設置する。
- 一定方向を向いたレイアウトとする。対面レイアウトとする場合はアクリルパネル等を設置する。
- 飲食利用のテーブル・椅子はこまめに消毒する。

■出展者（出店者）から購入者へ周知いただくこと

- 購入者同士の距離を確保する。
- マスクの着用及び手指消毒を徹底する。
- 購入した商品の共有や回し飲みは行わない。
- 飲食は許可されたエリアのみで行う。
- 飲食は極力短時間で黙食を推奨し、マスク未着用時の会話は避ける。
- 飲食エリア内でのゴミは出店者指定のゴミ箱を利用する。

アルコールの販売・提供に関する注意事項

《基本的事項》

- 節度ある、適切な飲酒を心がけるよう呼びかけること。
- 飲酒による大声発生等には、退場処分や酒類提供中止等の対策を事前告知を行うこと。
- 飲酒運転をさせないよう、対策を講じること。
 - 飲酒運転禁止の周知（貼紙、呼びかけ、アナウンス等）を行うこと。
 - 車での来場者には、ハンドルキーパーの確認を行うこと。
- 必要に応じて年齢確認を実施のうえアルコールを提供すること。
- 決められた場所へゴミを捨てるよう呼びかけるとともに、適宜清掃を実施し、会場内を清潔な状態に保つこと。
- 大声で話す、騒ぐ等他の利用者への迷惑となる行為があった場合には、主催者にて注意をする、場合によっては退場させる等の対応をすること。

《新型コロナウイルス感染拡大防止のための注意事項》

- アルコール提供の可否や注意事項については、開催時点の福岡県の飲食店に対する要請内容に準ずること。
- 提供スペースが混雑しないよう、人員の整理を行うこと。
- 飲酒可能なエリアを指定し、屋外含めエリア外での飲酒は行わないこと。
- 可能な限り、会場内の換気を実施すること。
- マスク未着用での会話をしないよう周知するとともに、該当の行為があった場合は主催者にて注意を行い、場合によっては退場させるなどの対応をすること。
- 上記対応ができるよう、警備員・スタッフ等を適切に配置し、施設敷地内(屋外含む)の巡回を行うこと。

その他、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための飲食物の販売・提供に関する注意事項」に記載の注意事項を遵守するとともに、当財団職員の指示に従って運用をお願いいたします。